

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

監査公表

監査の結果に基づく措置状況

建設局 …… (監査公表第20号) …… 1

監査の結果に基づく措置状況

グリーンパーク活性化共同事業体 …… (監査公表第21号) …… 5

監査の結果に基づく措置状況

門司区役所 (工事監査) …… (監査公表第22号) …… 8

監査の結果に基づく措置状況

建築都市局 (工事監査) …… (監査公表第23号) …… 10

監査の結果に基づく措置状況

包括外部監査 …… (監査公表第24号) …… 12

北九州市監査委員

北九州市監査公表第20号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
建設局
- 3 監査の期間
令和4年11月9日から令和5年5月11日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年7月28日（令和5年監査公表第12号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理事務について</u></p> <p>(公園管理課)</p> <p>公園管理課が実施した令和3年度の指定管理業務について、指定管理に関する年度協定書に定める期日までに、事業報告書の提出を受けていなかった。また、指定管理者の管理運営に対する評価を行うに当たり、事業報告書に掲載された決算報告の誤りを見過ごすなど、適正な審査を行っていなかった。</p> <p>市指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を行うため、指定管理者による管理運営の状況、実績などをチェックし、指定管理者の業務実績や提案、改善を的確に評価することとしている。また、指定管理者評価マニュアルでは評価に必要な資料として、指定管理者からの事業報告等を掲げている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、上記の指摘が複数の施設に及ぶことを踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、有効な確認方法等について検討し、必要な措置を講じることが望まれる。</p>	<p>今回の指摘を受け、事業報告書の提出遅れについては、令和5年4月に入ってすぐ指定管理者へガイドラインを遵守するよう声掛けを行い、4月末までに全て提出を受けた。</p> <p>また、事業報告書の決算報告が誤っていたことに対しては、今後、同様の間違いが生じないように、指定管理業務と自主事業の区分を明確化し、会計の分離や自主事業の申請・許可等の必要な手続きを徹底することや、指定管理業務の利用料金と自主事業収入を網羅した一覧表を作成させることとした。一覧表には、必要な手続きも記載してチェックリストとし、市と指定管理者双方で確認し、手続きの漏れを防ぐことに活用する。あわせて、リスク評価シートの更新も行った。</p> <p>市は、モニタリング等を通じて、指定管理者の日常の会計処理の方法が適正か確認するとともに、年度の決算報告では、月報の累計と突合させ、チェックを行う。</p> <p>再発防止の取り組みを徹底するため、令和5年3月20日、指定管理者を対象とした研修会を実施した。今後、</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	今回の指摘事項やガイドラインの留意点などを十分に踏まえ、市と指定管理者双方で適切な事務処理に努める。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 支出事務 (ア) <u>資金前渡</u>について (水環境課)</p> <p>水環境課で支払っていた継続的経費(駐車場代)について、令和2年度資金前渡金の精算残額を戻入せず、令和3年度に繰り越して支払に充て、さらにその残額を令和4年度に繰り越して支払に充てていた。</p> <p>地方自治法では、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。</p> <p>また、市会計規則では、会計の事務は、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないこと、資金前渡者は用務終了後指定された日数以内に精算し、精算残額のあるときは直ちに会計管理者等に返納するものとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、令和3年度以降に繰り越して保有し、支払に充てていた令和2年度の資金前渡金精算残額については、直ちに令和4年度の雑入として歳入処理を行った。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、継続資金前渡金の取扱いに係るマニュアルを整備するとともに、リスク評価シートを更新した。</p> <p>また、令和5年4月の事務改善会議において、今回の指摘内容の詳細を所属内で共有し、再発防止に向けた注意喚起を行うとともに、マニュアル及び関係通知(平成28年8月16日会計室次長通知 継続資金前渡金の取扱いについて(通知))により、適正な事務処理手順について、周知・徹底を図った。</p> <p>また、局内全体としては、令和5年9月4日に今回の指摘事項の内容について、局内に通知し、周知を図った。</p>

北九州市監査公表第21号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
グリーンパーク活性化共同事業体
- 3 監査の期間
令和4年11月9日から令和5年5月11日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年7月28日（令和5年監査公表第13号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) グリーンパーク活性化共同事業体

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>公の施設の指定管理事務について</u></p> <p>グリーンパーク活性化共同事業体が発行した令和3年度の響灘緑地の管理運営業務について、「響灘緑地（グリーンパーク）の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」に定める期日までに、事業報告書を提出していなかった。また、事業報告書等において誤った決算報告を行っていた。</p> <p>協定書では、市及び指定管理者は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならないとしており、協定書に定める期日までに、業務報告書において、料金収入の実績や自主事業の実施状況等を、事業報告書において、料金収入の実績及び管理経費等の収支実績（収支決算書）や自主事業の実施実績等を報告しなければならないとしている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理事務処理に係るモニタリング実施項目」に基づき、本業務遂行状況を確認することとしている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、今回の指摘を踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、事務処理手順の見直し等も含め、必要な措置を講じることが望まれる</p>	<p>1 事業報告書</p> <p>(1) 指摘に沿った是正処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の事業報告書は、期限の4月末までに提出した。 <p>(2) 制度面での恒久的処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は期日厳守のため、事前に関係者に周知し、確実に提出できるよう対応する。 ・確実に実施できるようITを活用して、期日前に自動配信メールを送信し、注意喚起を行う。 ・また、隔週で開催する社内会議で直接依頼して、注意喚起する。 <p>(3) 職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の作成に直接的に関わる課長級以上に、事業報告書の提出期日を厳守するよう周知した。 <p>2 決算報告</p> <p>(1) 指摘に沿った是正処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の自主事業を全てまとめて管理するため、入力フォーマットを変更した。 <p>(2) 制度面での恒久的処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細は利用料金と自主事業収入に区分し、全ての売上を管理する様式に変更した。 ・銀行の入出金明細票により、収入及び支出が適正に行われているこ

監 査 の 結 果	措 置 状 況
。	<p>とを支出担当者、出納管理者以外の職員が確認（日付と金額の整合、差異の有無等）するようルール化した。</p> <p>（３）職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理事務の担当及び副園長以上に上記のルール化を周知した。

北九州市監査公表第22号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
門司区役所
- 3 監査の期間
令和4年12月16日から令和5年5月18日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年7月28日（令和5年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 門司区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (まちづくり整備課)</p> <p>[6] 令和2年度柳町25号線道路改築工事</p> <p>本工事は、門司区柳町一丁目において、市道柳町25号線の車両及び歩行者の通行性向上のため、傷んだレンガ舗装及びアスファルト舗装を撤去し、道路側溝を布設した後、アスファルト舗装で全面復旧するものである。</p> <p>この工事費の積算において、当初設計のアスファルト舗装撤去数量(面積)を、実際に施工した数量(面積)に変更すべきであったが、当初設計のアスファルト舗装撤去数量(面積)と、実際に施工した数量(面積)を両方とも計上したため、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は、適正に行われたい。</p>	<p>今回の過大な積算は、工事費の積算(変更設計)において、変更数量計算書に間違って記載されたアスファルト舗装撤去数量を、設計者及び審査者等が十分に確認せずに、そのまま計上したことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘内容を踏まえ、今後、同様の間違いが生じないように、設計者と審査者用の設計審査チェックポイント表について、舗装撤去数量と実際の処分量を比較するようチェック項目を追加した。</p> <p>また、新たに施工業者と設計者・審査者用の数量計算書チェックポイント表を作成し、これを用いて施工業者と市担当者が合同で内容確認することとした。</p> <p>これらを事務改善会議(令和5年7月28日)において、課内全員に周知した。</p> <p>なお、指摘後、施工業者に対し、数量計算書チェックポイント表をもとに数量計算書の作成について指導を行った。</p>

注・・・[]内の数字は、令和5年監査公表第15号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第23号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局
建築都市局
- 3 監査の期間
令和4年12月16日から令和5年5月18日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年7月28日（令和5年監査公表第16号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建築都市局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>見積りによる積算について</u> (電気設備課)</p> <p>[43] 折尾東小学校大規模改修電気工事</p> <p>本工事は、八幡西区光明一丁目にある折尾東小学校の大規模改修（建築工事）に関連して電気設備の更新を行う工事である。</p> <p>この工事の積算において、分電盤は製作品のため、見積りを徴取したが、その計上を誤ったため、過小な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、業務が多忙な時期に精査作業の一部がおろそかになり、確認が十分でなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>今後、同じような精査ミスが起こらないように、以下の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精査時に使用する「精査チェックリスト」の事例欄に今回の指摘事例を追記し、さらに第三者精査者用のチェックボックスを追加して、二重チェックを徹底する。 ・業務マニュアルの一部を変更して、「精査チェックリスト」を設計書類として添付し、係長が決裁時に同リストにより精査内容を確認する。 <p>令和5年6月20日に事務改善会議を実施し、電気設備課の全職員に対して、違算の原因と内容、改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>また、建築都市局全職員への周知として、令和5年5月23日に局内全課に対して、再発防止に関する注意喚起の通知を発出した。</p>

注・・[]内の数字は、令和5年監査公表第16号の別表1 本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第24号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

1 外部監査の種類

包括外部監査

2 選定した特定の事件

環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について

3 監査の期間

令和4年7月5日から令和5年2月8日まで

4 監査公表の時期

令和5年3月29日（令和5年監査公表第9号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書の提出について</u> (環境局再生可能エネルギー導入推進課)</p> <p>補助金交付要綱において、中小企業向けに補助金を交付し、交付後も3年間にわたって「エネルギー使用量等を含む省エネ活動実績報告書」にて翌年度の5月末までに報告を受ける旨が定められている。</p> <p>市に提出された当該報告書における日付が期限を過ぎた6月となっているものや日付の記載がないものが散見された。</p> <p>市は、当該実績報告書につき提出自体はすべて受けているものの、翌年度の5月末という期限は過ぎていることから、同交付要綱第19条に反する状況であると判断せざるを得ず、早急に改善すべきである。</p>	<p>令和4年度実施時においては、提出期限前に交付者へ実績報告書提出期限の周知を行ったため、提出状況が改善された。</p>

(2) 環境未来技術開発助成事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>直接人件費について</u> (環境局環境イノベーション支援課)</p> <p>北九州市環境未来技術開発助成金の助成対象経費として、直接人件費が集計されている。この直接人件費について、一般事務補助業務に携わる人員についての時間数も加味されている状況である。</p> <p>北九州市環境未来技術開発助成金交付要領によれば、直接人件費の対象となる者は「直接研究に携わっている研究者又は技術者（当該研究における専属担当者）」とされている。</p> <p>この点について、研究活動以外の所属組織における間接経費が入り込み助成金の対象経費となることがあれば、それは意図していない助成となり、市民の理解を得るのは難しいと言える。そのような職務の者が行う研究開発活動に携わることにより支給される人件費も直接人件費と市が認めるのであれば、業務日報に記載されている業務内容とその時間数との対応関係を厳密に精査する必要がある。</p> <p>また、上記の問題が生じる理由として、当該要領における定義が曖昧となっていることが挙げられる。そのため、要領を見直すことも望まれる。</p>	<p>研究者等の管理下で、一時的に研究活動に参加する技術者や事務員等が実験、分析、測定等の作業を行うことは、合理的な研究活動の実施方法であると考えられるため、令和5年3月より要領を見直し、直接人件費の対象を「直接研究に携わっている者が市内（FS研究については、市内の研究活動に限定しない）で実験、分析、測定等の直接研究開発活動を行うために要する経費。」とした。</p>

(3) 公益財団法人北九州国際技術協力協会に対する補助金

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助金申請の際の添付書類について</u> (環境局環境国際戦略課)</p> <p>北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号においては、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。</p> <p>なお、公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。</p> <p>北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号に定められているとおり、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年度申請の書類として、資産および負債に関する書類を追加で徴収したほか、令和5年度より、交付申請時に資産および負債に関する書類を徴すこととした。</p>

(4) 公益財団法人地球環境戦略研究機関に対する補助金

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助金申請の際の添付書類について</u> (環境局環境国際戦略課)</p> <p>北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号において、補助金等の交付の申請の際には、当該申請書とともに申請者の資産および負債に関する事項についての書類を添付する旨規定されているが、市は、申請者の資産および負債に該当する直近の決算書についての入手を省略している。</p> <p>なお、公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金交付要綱においては、必ずしも資産および負債に関する事項についての書類の提出が求められていない。</p> <p>北九州市補助金等交付規則第5条第2項第2号に定められているとおり、申請者からの交付申請の際には、申請者の資産および負債に関する書類として、直近の決算書を入手および添付すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年度申請の書類として、資産および負債に関する書類を追加で徴収したほか、令和5年度より、交付申請時に資産および負債に関する書類を徴すこととした。</p>

(5) 環境国際ビジネス新基盤構築事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>予定価格の積算について</u> (環境局環境国際戦略課)</p> <p>市は、「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト事業」の実施にあたり、H o r a s i s アジアミーティングと強い連携が必要となることから、H o r a s i s の日本におけるパートナーの一つである一般社団法人地域企業連合会と特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結している。</p> <p>市は、一般社団法人地域企業連合会と業務委託契約を締結するにあたり、参考見積りを入手しているが、予定価格を積算しておらず、委託金額の妥当性が検討されていない。特命理由書に基づく随意契約により業務委託契約を締結する場合、北九州市契約規則第19条の2に従い、予定価格を適切に積算した上で委託金額の妥当性を検討し、決定する必要がある。</p> <p>したがって、業務委託契約を締結するにあたり、委託金額の妥当性を判断するために、予定価格を適切に積算すべきである。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、監査の意見を踏まえ、過去の実績等を勘案し予定価格を算定したり、複数の法人から見積書入手するなど、適切な事務処理を行うよう、令和5年2月の事務改善会議を通じて各職員に周知した。</p>

(6) ごみ収集指定袋制実施事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>廃棄品の管理について</u> (環境局業務課)</p> <p>指定袋取扱店に納品された指定袋について破損品が発見された場合、破損品は保管配送業者が回収し、予備分在庫から代替りの指定袋が納品される。この回収された破損品については、保管配送業者が保管し、市担当者が在庫管理実地検査時、受取り廃棄している。</p> <p>。 廃棄品の発生については、保管配送業者から毎月市に提出される「北九州市指定袋請求金額内訳表」の交換・返品依頼の数量や予備分保管在庫明細の出庫数量などによりある程度の予測はできるものの、当該資料からその詳細を把握することは困難である。さらに、廃棄の際に、市担当者が受け取ったことを確認できる書類は存在しないとのことである。</p> <p>廃棄品といっても、1セット（指定袋10枚）の外袋が破損した場合などもあり、このような場合は中身の指定袋については問題なく使用できると考えられ、私的に利用するために持ち帰るといったことを未然に防止するという観点からも、適切に管理すべきである。</p>	<p>令和5年3月分の報告より、予備の指定袋の管理については、保管・配送業者から、毎月「交換対応を行った各店舗名」「市が廃棄した際」の数量について報告書を提出するようにした。（令和5年3月分業務完了報告書（令和5年4月提出済））</p> <p>また市職員は廃棄処理を行った際、処理した袋の数量がわかる旨の文書を作成・報告するようにした。（廃棄処理（令和5年2月実施）を行った際の報告書を作成（令和5年2月作成済））</p>
<p>イ <u>在庫管理について</u> (環境局業務課)</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>製袋業者から納品される指定袋には、発注分の他に納品時検査分及び予備分として一定数（例えば、大袋の場合5箱）の無償提出分が存在する。指定袋の保管配送の委託を受けている保管配送業者では、発注分を通常在庫として管理し納品時検査分及び予備分を予備分在庫として別管理を行っている。</p> <p>予備分在庫は検査用、若しくは、正常品に破損等が生じた場合の交換などでしか利用されないため、予備分在庫は年々積み上がっている状況である。</p> <p>市は年に1回程度、市担当者立会いの下、実地棚卸を行っているが、当該実地棚卸に関する資料を閲覧したところ、対応する資料は通常在庫分しかなく、予備分在庫については資料を確認できなかった。</p> <p>実地棚卸に関する資料について市担当者へヒアリングしたところ、予備分在庫に対しても実地棚卸は行っていたが、資料として残す決まりになっていなかったとのことである。</p> <p>現状、指定袋は通常在庫と予備分在庫に分けて管理されているが、指定袋自体はいずれの在庫でも何ら変わることはなく、換金価値を有する資産であると考えられるため、同じレベルでの管理する必要があると考える。</p>	<p>年に1回程度の実地棚卸の際、予備分在庫数量の確認を行った旨の分かる文書を作成・報告するようにした。</p> <p>（令和4年9月実地棚卸実施、報告書作成済）</p>

(7) ごみ処理委託事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>予定単価シートについて</u> (環境局業務課)</p> <p>競争入札方式によって締結された業務委託契約に関連する資料のうち、市が設定する予定価格の算定シートを閲覧した。算定シートは、「家庭ごみ収集」、「プラスチック製容器包装収集」及び「道路狭あい地区収集」の区分ごとに月額単価積算を行い、各区分の1台あたりの月額単価に積算台数を乗じることで予定価格を積算している。</p> <p>単価算定に利用される社会保険の事業主負担率がシートによって異なっているケースが見受けられた。</p> <p>予定価格は競争入札を行うにあたり重要な指針となるものであるため、算定に用いるシートの様式を各区分とも同様のものを利用し、社会保険料等の変更に伴う仕様の改正時にはスプレッドシートの改正履歴を適切に管理し、作成者以外の者が確認することで、誤謬の発生を未然に防ぐとともに、誤りの有無を確認する体制を構築する必要がある。</p>	<p>予定価格積算シートを改修し、同一のマスタから算定を行うようにした。</p> <p>また、マスタ及び積算シートの改正履歴を管理するとともに、変更内容をダブルチェックすることとした。</p> <p>(令和5年3月実施済)</p>

(8) 工場等維持管理事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>設計単価の積算方法について</u> (環境局施設課)</p> <p>「工場薬品等選定納入に係る業務委託」の契約において、焼却量1 tあたりの単価契約を行っている。</p> <p>市は設計単価について、「各薬品における予定使用量×単価」の合計金額を予定焼却量で除して、算出している。受注者から提出される入札金額内訳書においても、市と同様の積算方法となっている。その結果、新門司、日明及び皇后崎の各工場において、市が設定した設計単価及び予定単価、受注者から提出された見積単価がすべて同額となっていた。</p> <p>当該業務の主な内容は、薬品の選定・投入及び評価分析である。そのため、受注者における主なコストとしては、薬品代や人件費等であると思われることから、「薬品代(=薬品の使用量×単価)、人件費、その他経費」といった積算を行い、焼却予定量で除した金額を見積契約単価とすべきと考えられる。</p> <p>また、市が積算する設計単価及び予定単価と、受注者から提出される見積単価が一致していることから、市の積算方法について、受注者に推測されている可能性は否定できない。</p> <p>今後において、設計単価の積算方法を見直すことによって、当該業務の条</p>	<p>今回の監査の意見を踏まえ、本委託に係る積算方法を見直した。具体的には、見積単価の査定方法の変更、現状の薬品代のみの積み上げから選定や納入管理等に係る諸経費の項目を追加する等とした。(令和5年3月措置済)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>件が妥当であることを客観的にみても 明確にしておく必要がある。</p>	

(9)新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>契約書の契約期間について</u> (環境局施設課)</p> <p>維持管理業務の契約期間は平成33年4月1日から平成53年3月1日までの20年間と明示されており、実際の維持管理業務も令和3年(平成33年)4月1日から開始されている。また、市と落札者との間の平成31年3月29日付「北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業維持管理業務委託契約書」における契約書別紙1第3項の記載においても契約期間が「20年間」である旨の記載がある。しかしながら、当該契約書頭書第4項の契約期間欄の記載は「平成31年(2019年)3月29日から平成53年(2041年3月31日まで)」となっており、契約期間が22年間となっている。</p> <p>契約書記載の契約期間は、入札公告書、入札説明書、契約書別紙1の記載と整合していない。このような記載は、当事者の契約上の義務の範囲について誤解を生じさせるものであり、適切な契約処理ではなかったと考えられる。</p> <p>そのため、契約書における契約期間の始期は、上記の各書面及び業務の実態に整合するよう令和3年(平成33年)4月1日としておくべきであったと言える。</p>	<p>契約書類については、関連書類も含めて確実な整合を取っていくことの認識を共有し、かつ、誤記や記載漏れ等も含め、本事例も共有化していくなかで、再発防止に努める。(令和5年4月措置済)</p>

(10) 新日明工場整備運営事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="159 347 782 436">ア <u>受注者の誓約事項の遵守について</u> (環境局施設課)</p> <p data-bbox="159 459 782 918">新日明工場整備運営事業事業契約書第9条(3)において「受注者の資本金は3億円以上であること」が義務付けられている。しかし、受注者である株式会社日明クリーンシステムの決算公告(令和3年3月期(第1期)、令和4年3月期(第2期))を確認したところ、資本金は6千万円となっていた。</p> <p data-bbox="159 940 782 1243">市に確認したところ、運営期間の開始となる令和7年度開始前までに増資を行い、資本金を3億円とする計画となっているとのことであった。契約書作成においてはこの最終的な計画である3億円を記載していたとのこと。</p> <p data-bbox="159 1265 782 1668">現状の記載では契約時に資本金が3億円以上であることが条件のように見受けられるため、今後は実態に合わせていつ時点の資本金であるか判断できるような記載にすべきである。また、事業収支計画に沿って、適切に増資が実行されていることを適宜確認する必要がある。</p>	<p data-bbox="805 459 1428 750">今後SPC(特別目的会社)を設立し事業を実施する場合、今回の事業が「過去の事例」として参照されることを想定し、注意喚起となるよう事績の整理を行った。(令和5年4月措置済)</p> <p data-bbox="805 772 1428 918">また、適切に増資が実行されているかは、契約書の定めに従い、現状のとおり半期ごとの確認を継続していく。</p>

(11) 工場一般管理 (各工場共通)

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>備品の管理不備について</u> (環境局新門司工場、日明工場、皇后崎工場)</p> <p>工場で管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が現物実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。</p> <p>(a) 老朽化・陳腐化した備品の存在</p> <p>市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。</p> <p>(b) 備品台帳と現物の照合</p> <p>備品台帳と現物の照合は、年1回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。</p> <p>備品の管理については「物品管理要領(会計室通知)」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求められている。</p> <p>物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。</p> <p>。</p>	<p>各工場において、令和5年3月までに改めて備品の定期検査を実施し、使用不能な備品や廃棄済みの備品については返納手続きを行った。</p> <p>今後も物品管理要領に従い、年1回備品台帳と現物の照合を行い、照合結果に関する書類を保存し、使用不能な備品についても適時に処分を行う。</p>

(12) 日明工場

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>与信管理</u>について (環境局日明工場)</p> <p>有限会社Bに対する令和4年5月時点の未納残高(日明工場)は12,666,500円である。</p> <p>ごみ処理手数料(後納者)受付業務マニュアルには、督促状の納期限を過ぎても入金がない場合、施設課が自己搬入カードの使用を停止する旨が記載されている。また、北九州市廃棄物処理施設搬入車両登録マニュアルには登録取消基準が定められており、今回のケースは登録取消に該当すると考えられる。</p> <p>この点、市は、自己搬入カードの使用を停止し、「1カ月分まとめ払い」から「その都度払い」に支払い方法を変更しなかったことや車両の登録取消といった対応を取らず、会社の資金繰りが逼迫していると考えられる中で取引を継続したため、最終的に12,666,500円と多額の未納金が発生するに至っている。</p> <p>したがって、登録取消基準に該当するような事象が発生した場合には、債務者の状況を適切に調査し、登録取消等の適切な措置を講じるべきである。</p>	<p>有限会社Bの未納ごみ処理手数料問題を受け、令和2年度に、業務マニュアルの改定を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カード停止の時期を納付期限後2か月後から1か月後に変更 ・督促状に即刻カード停止の旨の記載 <p>改定後のマニュアルに基づき、適切な管理を実施している。</p> <p>今回の監査の指摘を踏まえ、業務マニュアルに従い適切な措置を講じていくことを改めて周知徹底した。(令和5年1月措置済)</p>

(13) 環境センター全般に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>備品の管理不備について</u> (環境局新門司環境センター、日明環境センター、皇后崎環境センター)</p> <p>環境センターで管理する備品について、市から提出された備品台帳を基に、監査人が現物実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。</p> <p>(a) 備品台帳と現物の不一致 市が管理する備品について実査を行ったところ、現物が確認できないものが存在した。当該資産は取得年月日が古いため、老朽化により廃棄したものと想定されるが、台帳上、廃棄が反映されていなかったと推測される。</p> <p>(b) 老朽化・陳腐化した備品の存在 市が管理する備品について実査を行ったところ、現物としては存在するが、使われていない備品が散見された。</p> <p>(c) 備品台帳と現物の照合 備品台帳と現物の照合は、年1回程度任意の時期に実施しているとのことであるが、照合結果に関する書類及び報告書が保存されていないため、照合の実施状況について確認することはできなかった。</p> <p>備品の管理については「物品管理要領(会計室通知)」に定められており、使われていない物品の廃棄処理や、備品の定期検査及び結果報告が求めら</p>	<p>各環境センターにおいて、令和5年3月までに改めて備品の定期検査を実施し、使用不能な備品や廃棄済みの備品については返納手続きを行った。</p> <p>今後も物品管理要領に従い、年1回備品台帳と現物の照合を行い、照合結果に関する書類を保存し、使用不能な備品についても適時に処分を行う。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>れている。</p> <p>物品管理要領に従って、定期的に備品台帳と現物との照合を行い、検査結果を報告するとともに、使用不能な備品についても適時に処分すべきである。</p> <p>。</p>	

(14) 公益財団法人北九州市環境整備協会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>リース契約に関する会計処理について</u> (公益財団法人北九州市環境整備協会) 誘導結合プラズマ質量分析機器装置 (ICP-MS) のリース取引について、毎月発生するリース料を賃貸借処理している。</p> <p>契約書第2条において中途解約禁止の旨が定められていることや、契約書第24条の費用負担に関して賃借人である北九州市環境整備協会が一切の費用を負担する旨が定められていることから、ファイナンス・リース取引の要件を満たすと判断できる。</p> <p>さらに、契約書第21条第1項において、賃借人は、リース期間満了後は原状回復のうえ、賃貸人に返還する旨規定されていることから、当該取引の性質は所有権移転外ファイナンス・リースに該当すると判断される。</p> <p>最後に、法人の基本財産の規模からしても重要性がないとは言えないと判断できることから、当該リース取引については重要性のある所有権移転外ファイナンス・リース取引として資産計上すべきであったと言える。</p> <p>今後において、リース取引が発生した場合は上記の会計基準や注解等に従い、個別具体的かつ適切に判断すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、リース取引が発生した場合は、会計基準や注解等に従い、適切な会計処理 (資産計上) を行うよう、令和5年1月に業務マニュアルを作成した。</p>

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況報告書

(1) 全体事項

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>印刷物の削減について</u> （環境局総務課）</p> <p>各事業において、様々な印刷物を発行している。</p> <p>印刷物については、施策や情報等を伝達する有効な手段である。その一方で、印刷物を作成、製本及び配達することについては、環境問題の観点からは好ましくない。市の環境局が率先して、情報発信等の方法について見直し、印刷物の削減等に取り組むことは極めて重要であると考えます。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、環境局総務課から局内各課に対し、通知「印刷物の削減及び情報の発信方法について」（令和5年4月）を發出し、印刷物の種類や部数について点検や見直しを指示するとともに、各所属の印刷物をリスト化し、それぞれについて今後の見直しの方向性を決定することとした。</p>
<p>イ <u>情報の発信方法について</u> （環境局総務課）</p> <p>市のホームページにおいて環境に関する情報を掲載しているが、既に終了して一定の期間が経過した取り組みが掲載されたままとなっている事例がある。</p> <p>掲載される情報については定期的に分類が適切であるかを検討し、必要性の乏しい情報を除くことが望まれる。</p>	<p>通知「印刷物の削減及び情報の発信方法について」に基づき、市ホームページ等で掲載されている継続的な取組について、「適時に情報が更新されているか」「分類が適切であるか」「よりふさわしい発信方法は無いか」「終了から一定期間経過していないか」等について、令和5年5月までに各所属で再点検を行った。</p> <p>（環境局環境学習課）</p> <p>また、環境局ホームページの見直しを行っており、指摘のあったページも削除対象となっていたため、見直しと同時に削除済みである。</p>

(2) 北九州市環境基本計画の進捗評価について

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>基本計画の年度評価について</u> （環境局総務課）</p> <p>北九州市環境基本計画の年度ごとの進捗評価においては、事業ごとに達成度・有効性・効率性の観点からポイント評価が行われ、その点数によりA（積極的推進）、B（一部見直し）、C（抜本的見直し）、D（廃止及び休止）という4段階で総合評価が行われる。そして、4つの政策目標ごとにA評価の事業が多ければ、プロジェクトの進捗は順調という判断を行っている。</p> <p>北九州市環境基本計画に定められた各年度の進捗点検の進め方に基づき評価は行われているものの、あくまでも単年度の評価について言及しているような印象を受けた。また、平成19年度以降（平成28年度を除く）の各年度の個別事業評価を確認したところ、延べ1,343事業の評価を実施しているにも関わらず、C評価が2件（平成19年度、平成20年度）、D評価が1件（平成20年度）しか存在していなかった。</p> <p>北九州市環境基本計画は、その進捗点検を毎年行うことで、個々の施策の進捗確認に留まらず、全体として市の環境政策の進捗状況を確認するものである。</p> <p>そのため、個々の事業の評価方法について問題がないか検討するとともに</p>	<p>北九州市環境基本計画では、掲載する個別の事業について、その方向性や中長期的な目標等を示している。また、毎年度の実施内容については、全市で行う行政評価や予算編成を通じて見直し、確定してきたところである。このように、事業の実施手法等については、必要に応じて随時見直しを行っているため、進捗評価では、低い評価が出にくい傾向にある。</p> <p>一方、環境政策全般の進捗状況を可視化するため、監査の意見を踏まえ、令和5年度に実施する令和4年度実績の進捗評価から、環境基本計画における3つの分野別計画の評価及び行政評価の結果を活用して、事業の進捗状況を引き続き適切に評価するとともに、報告書の様式を変更し、計画全体の進捗度合いを明示することとした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>、全体として市の環境政策の進捗度合いを各年度で評価することが望ましい。</p>	

(3) 「北九州市の環境」の作成事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>冊子の作成について</u> （環境局総務課）</p> <p>「令和3年度版 北九州市の環境（本編）」は430冊作成され、そのうち90冊が販売用として販売店に配付され、237冊が議会関係や関係各局等に配付され、残り103冊が予備在庫として取り扱われている。</p> <p>この「北九州市の環境」は一般向けに有料販売されている一方、市のホームページにおいて無料ダウンロードが可能である。</p> <p>環境問題に率先して取り組むべき立場を踏まえ、電子版での閲覧を積極的に進めるよう検討し、可能な限り冊子数を減らすことが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、「令和5年度版 北九州市の環境（本編）」から、書店での販売を中止することとし、印刷冊子数を減らすこととした。</p>

(4) OECD (経済協力開発機構) 「SDGsモデル都市」プロジェクト推進事業

監査の結果 (意見)	措置状況
<p>ア <u>「OECD SDGs北九州レポート」の製本及び配布について</u> (環境局総務課)</p> <p>「OECD SDGs北九州レポート」の日本語版と英語版を製本し、配布している。「OECD SDGs北九州レポート」の英語版については、合計7,000部製本しているが、7,000部を製本したことについての明確な根拠はない。また、当初英語版を4,000部製本しており、同年度に3,000部を追加製本しているが、本来であれば在庫がなくなるタイミングを見越して発注すべきである。今後においては、製本部数を適切に積算したうえで、製本することが望まれる。</p>	<p>在庫については、各種会議や来客等で、突発的に提供を求められることが想定されたため、一定数を常に用意しておいたものである。類似の製本作成業務について、令和5年度以降は、監査の意見を踏まえ、在庫数を考慮し、必要部数を適切に積算した上で製本することとした。</p>
<p>イ <u>OECDからの提案について</u> (環境局総務課)</p> <p>OECDからの提言を受けて、一部の施策は実施されているものの、包括的かつ中長期的な視点から、どのように実行していくのか等について、具体的な検討がなされていない。</p> <p>当該事業の目的として、「本市のSDGsの取組みに活用するとともに、その先進性を国内外にアピールし、国際的な都市ブランド構築につなげる」ことを挙げている。</p>	<p>OECDからの提言内容は、短期的に完成するものではなく、今後、継続的に取り組んでいくものであると認識している。</p> <p>また、北九州市は、SDGs未来都市計画を策定し、SDGsの実現に取り組んでいる。各提言は、当該計画で取り組む様々な施策によって、その実現が担保されていくものと考えている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>そのため、この提言を受けて、包括的かつ中長期的な視点から具体的な施策を検討することが求められると言える。また、その施策を実行することにより、国際的な都市ブランドの構築・維持が可能になると考えられる。</p>	<p>従って、関係局に、提言内容及び各種計画の策定や事業立案の際に、提言内容を踏まえて取り組むことを令和4年度に周知している。</p>
<p>ウ <u>予定価格の算定について</u> （環境局総務課）</p> <p>「OECD SDGs 北九州レポート（英語版）」の翻訳及びレポート作成等業務については、特命随意契約を締結している。</p> <p>当該業務を委託するにあたって、予定価格算定のために公益財団法人地球環境戦略研究機関から参考見積書入手し、予定価格を算出している。</p> <p>その後、公益財団法人地球環境戦略研究機関から見積書入手し、契約を締結することになった。</p> <p>今回の場合、契約先である法人からの参考見積書のみをもって、予定価格を積算することになっている。このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。</p> <p>したがって、予定価格算定の当たっては、参考見積書入手する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ましく、参考見積書入手する方法によっても複数の法人から見積書入</p>	<p>同様の事業を実施する際は、令和5年度から、監査の意見を踏まえ、過去の実績等を勘案し予定価格を算定したり、複数の法人から見積書入手するなど適切に対応することとした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
手することが望ましい。	

(5) 北九州環境みらい学習システム「ドラエコ！」推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>エコツアーガイドブックについて</u> （環境局環境学習課）</p> <p>「北九州市エコツアーガイドブック」は、市の環境について2冊（本編・公害克服編）に集約しており、現時点では日本語版・英語版・韓国語版が作成されている。各冊子については、在庫管理はされているが、利用者層・利用タイミング等についての分析は行われていない。</p> <p>当ガイドブックの利用状況を把握・分析することによって、在庫・発注管理につながるとともに、今後の多言語展開への指針ともなる。</p> <p>また、市における施策として環境を重視していることを鑑みると、紙による冊子を削減することも必要である。例えば、各展示にQRコードを併記し、北九州市環境ミュージアムで用意したタブレットPCまたは各自のスマートフォンでも当ガイドブックを閲覧できるようにするといった対応が考えられる。</p>	<p>今後は、エコツアーガイドブックではなく、ドコエコのSNSやホームページの充実を図り、効果的な情報発信に取り組む。紙媒体の新規作成については令和4年度をもって終了する。</p>

(6) 「総合環境情報誌」の作成事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>ていたんプレス</u>の発行について （環境局環境学習課）</p> <p>「ていたんプレス」は、市の環境施策を広く市民に伝えることを目的とすることから、全戸配布を目的として、自治会を通じて月2回配布される「市政だより」と同封して配布されているが、自治会未加入者にも伝わるよう公共施設、コンビニエンスストア、郵便局、市内大学等の備置や、一般社団法人不動産協会加入の管理会社から集合住宅への配布を行っている。</p> <p>「ていたんプレス」のコンビニエンスストア及び郵便局への配付が適切に行われているかを確認するため、各コンビニエンスストア及び郵便局へランダムに訪問して調査を行った。その結果、備置されているのが確認できたのは、21店舗中8店舗のみであった。今後は、コンビニエンスストアにおける市刊行物の備置状況を定期的に確認することも考えられる。</p> <p>そもそも配布すること自体が有効なのか、という観点からも検討を行い、有効性が乏しいのであれば、市のLINE等、SNSによるプッシュ型発信を行うことで周知を広めることを検討することも望まれる。</p>	<p>近年のDXの推進や、ペーパーレス化による環境への配慮、自治会の負担軽減等について検討した結果、「ていたんプレス」の発行は令和4年度をもって廃止した。</p>

(7) 新・「脱炭素ライフスタイル」転換推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>公募型プロポーザル方式の進め方について</u> （環境局グリーン成長推進課） 「脱炭素社会の実現に向けた戦略的広報推進業務委託」についてプロポーザルを実施したところ、1社から企画提案書の提出があった。</p> <p>この1社について、提出された企画提案書をもとに、プロポーザル審査を行ったところ、評価基準を満たす結果となったことから、同社を受託先として業務委託契約を締結することになった。</p> <p>企画提案書の提出は1社のみであることから、比較評価することができず、プロポーザル方式を採用した意義が乏しいと言える。</p> <p>スケジュールについて、公募の開始（9月22日）から参加申込書の提出締切（10日1日）までの日数が、土日を含んでも10日程度しかない。今後においては、公募型プロポーザル方式を採用する場合、複数社が参加するように、スケジュール、業務委託内容及び事業費の上限等について、慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年11月に公募型プロポーザル方式を採用した際は、公募の開始（11月21日）から参加申込書の提出締切（12月12日）までの日数を21日間確保した。</p> <p>その結果、3社から企画提案書が提出され、比較評価することができた。</p>
<p>イ <u>公募型プロポーザル方式の審査について</u> （環境局グリーン成長推進課） 上述の「①（意見）公募型プロポー</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年11</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ザル方式の進め方について」に記載したプロポーザル審査について、採点表を確認したところ、一部の審査員は鉛筆書きにて記入していた。</p> <p>鉛筆書きでは、事後的に修正してもその履歴が残らない。そのため、今後においては、ボールペンにて記入することを徹底することが望ましい。</p>	<p>月に公募型プロポーザル方式を採用した際は、審査員の採点表記入時にボールペン等修正の履歴が残る方法により記載するよう徹底した。</p>
<p>ウ <u>業務委託の在り方について</u> （環境局グリーン成長推進課）</p> <p>タウンミーティングの開催にあたり、以下の2つの業務委託を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度タウンミーティングオンライン配信等補助業務委託 ・令和3年度タウンミーティング運営等補助業務委託 <p>各業務において、会場との打ち合わせ、機材の借り上げ及び撮影等、若干の重複があるように見受けられるため、まとめて業務委託することにより委託料を削減することができた可能性があった。</p> <p>また、それぞれの業務委託を行うにあたっては、同じ3社に見積もり依頼していたため、同じ業者がまとめて請け負うことは可能であったと考えられる。</p> <p>今後においては、コストや効率性等を勘案して、業務委託の内容及び範囲を慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和5年度分から、今後イベント運営に係る業務委託を行うにあたっては、コストや効率性等を勘案して、業務委託の内容及び範囲を決定するよう、事務改善会議において周知徹底を図った。</p>

(8) 公用車における次世代自動車普及事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>市が設置する電気自動車の車両充電設備について</u> （環境局グリーン成長推進課） 電気自動車の車両充電設備について、市は以下のように設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速充電器… 7 台 ・倍速充電器… 10 台 <p>市が設置する充電設備はいずれも運用開始から10年程度経過していることから、設備の更新の時期を迎えており、その後においても、維持管理に関する費用負担が増加することが想定される。</p> <p>一方で、近年は民間の設置する充電設備も増加しており、技術革新が著しい設備であるため、充電能力も向上している状況である。</p> <p>このような状況において、市の負担によって充電設備を設置する必要性や合理性が認められるかについて、利用状況や公共性を踏まえて慎重に検討することが望まれる。</p> <p>また、市が設置する充電設備の利用料金は無料となっているが、民間施設は有料であることが一般的であるため、利用料金の有料化についても、併せて検討することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、市内公共施設に設置している電気自動車用充電設備について、現在の利用状況や維持管理コストを踏まえて、廃止も含めて必要性の検討を行い、設備のリプレース事業に着手した。</p> <p>令和4年度末時点で、4箇所についてリプレースが完了しており、民間事業者による有料の充電サービスへの切替えを行ったところであり、残りの箇所についても、同様にリプレースを図っていくこととしている。</p>

(9) エコドラ・ノーマイカー普及推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>ノーマイカー強化月間について</u> （環境局グリーン成長推進課）</p> <p>毎年10月及び11月を「ノーマイカー強化月間」として、新聞やフリーペーパー、SNS及びバスの車外広告等により、様々なPRをしている。</p> <p>このような広告によりPRした結果、市民がマイカーの利用をどの程度控えているのか効果は疑問である。効果を上げる対策について、今後検討することが望まれる。</p>	<p>令和4年度に、国土交通省九州地方整備局と連携してノーマイカー賛同企業に「ノーマイカー強化月間」に関するアンケート調査を実施した。</p> <p>アンケート調査の結果や国の動向等も踏まえつつ、引き続き、市内交通事業者と連携して、有効な対策を検討していく。</p>

(10) 北九州市役所環境・エネルギープロジェクト推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>市役所の電力使用量について</u> （環境局再生可能エネルギー導入推進課）</p> <p>市役所の電力使用量について、市役所1階にモニターを設置している。</p> <p>モニターについては、守衛の後ろにあり、人目に触れられる機会が少ないと言える。率先垂範を実践するためには、より人目に触れられるように以下のような工夫をすることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所のエレベーターホールにモニターを設置する ・市役所のホームページ上にて公開する 	<p>令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことに伴い、守衛の配置を見直し、より人目に触れられる機会を増やすよう取り組んだ。</p>
<p>イ <u>市有施設の電力使用量について</u> （環境局再生可能エネルギー導入推進課）</p> <p>市有施設における年度別の電力使用量について、平成22年度から平成27年度にかけては概ね右肩下がり電力使用量が減少しているが、それ以降については横ばいか若干増加している状況である。</p> <p>市では令和2年10月に、「2050年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする）」を目指す、ゼロカーボンシティを表明している。</p> <p>また、令和3年8月に公表した「北九州市地球温暖化対策実行計画」にお</p>	<p>施設毎に電力使用量の目標数値を設定することは現実的には難しいが、市有施設のエネルギー消費量については、省エネに資する取組を進めると共に省エネ法に基づきエネルギーの消費の状況を国へ報告を行っている。</p> <p>なお、市の公共施設全ての電力由来のCO₂排出量をゼロにするため、令和7年度までに公共施設の電力を再エネ電力に切り替える取組を進めている。</p> <p>また、市として令和4年度からは、国の交付金を活用しながら、第三者所</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>いて、今後の取組み内容として、「徹底した省エネルギー対策」等が挙げられている。</p> <p>今後において、これらの取組みを実現するためには、年度毎かつ施設毎に電力使用量の目標数値を設定し、実績値との比較分析を行い、実行計画の見直し等を行っていくことが有用である。</p> <p>。</p>	<p>有方式による太陽光発電設備の導入、高効率空調機器への更新などを進め温室効果ガスの排出低減に向けて取り組んでいくなど脱炭素社会の実現へ取組を進めている。</p>

(1 1) 新規環境産業創出事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>北九州エコプレミアムロゴマークの使用許諾条件の設定について</u> （環境局環境イノベーション支援課）</p> <p>北九州エコプレミアム認定ロゴマークは市に著作権及び二次的著作物の利用権が帰属する知的財産権であるが、選定された企業が遵守すべき使用許諾の条件については『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用の手引き』にて案内をするのみで、使用許諾契約書の締結や条件遵守に係る誓約書等の徴収は実施されていない。選定された企業が認定ロゴマークの使用を申請する場合、『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマーク使用承認申請書』の提出が義務付けられているが、この書面にも使用条件の遵守を誓約する文言等は存在しない。</p> <p>今後は、選定された企業に対し使用条件、違反時のペナルティその他の条件を明示した使用許諾契約書の締結を求める運用を採用することが望ましい。仮に、即時にこのような運用を採用することが難しい場合でも、これまで選定された企業から徴取してきた『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用承認申請書』において、使用条件を遵守する旨の誓約文言等を既定文言として追記しておくことが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、『「北九州エコプレミアム」認定ロゴマークの使用承認申請書』における使用条件を遵守する旨の誓約文言等を令和4年12月より既定文言として追記した。</p>

(12) 環境産業融資制度

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>環境産業融資制度の見直しについて</u> （環境局環境イノベーション支援課）</p> <p>平成29年度に新規融資1件を実行して以降、新規融資がない状況である。</p> <p>市は、今後、展示会や会議等で制度を広くPRしていくとしているが、抜本的な対応策とは言い難く、これにより実績が大きく回復する見込みは低いと言える。そもそも当該事業が企業のニーズに合致した事業と言えるか疑問であり、市がこの事業を継続することによる経済効果も乏しいと考えられるため、市が実施している他の融資制度との一元化等、今後の事業の在り方について再検討を行うことが望ましい。</p>	<p>令和6年度予算に向けて、制度の見直しについて検討を進める。</p>

(13) 環境国際ビジネス新基盤構築事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>コンテストの受賞商品について</u> （環境局環境国際戦略課）</p> <p>「海のお掃除プラントロボット夢コンテスト」の北九州市長賞として、表彰状及びトロフィーのみならず副賞商品として、北九州市特産品を贈呈することとした。具体的には、「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」に対する副賞商品として、「ふぐ・地酒」を贈呈していた。</p> <p>「学生～一般部門（高校、専門学校以上）」の受賞対象者は、20歳未満の学生も含まれることになる。それに関わらず、受賞者が選定されるより前に、受賞商品として「ふぐ・地酒」を選定していた。コンテスト受賞者に対し贈呈する受賞商品に関しては、市の特産物によるとしても、その中でも受賞者に相応しい商品を選定することが望ましい。</p>	<p>令和4年度に実施されたコンテストにおいては、受賞対象者の年齢層を考慮し、適切な受賞商品を選定した。</p>

(14) サステナブル環境ビジネス展開事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>助成対象経費</u>について （環境局環境国際戦略課）</p> <p>市は、実行可能性調査の助成金交付予定額の決定にあたり、申請企業の旅費規程を考慮し、旅費規程に従った金額であれば助成対象経費として妥当なものとして取り扱っている。このため、特に海外出張では、役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金が助成対象経費に含まれることになり、また、出張日当も助成対象経費に含まれている。</p> <p>役員のビジネスクラス利用による特別に加算された料金について、事業目的を達成するために必ずしも必要な経費とは言えないのではないかと考えられる。</p> <p>また、出張日当についても、出張日当は出張中に発生する食費等の諸雑費の性格を有していることから、助成対象経費に含めるべきかどうかについては、同様に慎重な判断が必要である。</p> <p>したがって、市は、助成対象経費とすべき経費について事業目的に照らし、その達成に必要であるかどうかを慎重に検討したうえで、助成対象経費と助成対象外経費について明確に区分することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、助成対象経費の区分については、事業目的の達成に照らし、経費の必要性を慎重に判断し、令和5年度から「旅費の特別席の利用」および「日当」は助成対象外経費とした。</p>
<p>イ <u>助成事業の変更申請及び承認</u>について</p>	

監査の結果（意見）	措置状況
<p>（環境局環境国際戦略課）</p> <p>北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱によれば、助成事業を変更しようとするときは北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業変更申請書（様式8各号）をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならないとされている。変更申込書を確認したところ、いずれも変更申請書の提出及び承認が、事業期間（令和3年7月1日～令和4年3月1日）の最終日である令和4年3月1日に行われており、実績報告書も同日に提出されていた。</p> <p>変更申請書の提出及び承認は、事業期間最終日に行うようなものではなく、また、実績報告書の提出日と同日に行うようなものでもない。交付要綱に「あらかじめ市長に提出し」と定められているとおり、変更の必要性が判明した場合には、速やかに変更申請書の提出及び承認が行われることが望ましい。</p>	<p>令和5年度の助成事業者に対し、「変更申請書の事前提出の周知徹底」および「中間検査の繰り上げ実施による事業計画等の進捗管理の徹底」を図った。</p>

(15) その他全般に関する事項

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>見積書の日付について</u> （環境局環境国際戦略課）</p> <p>市は、見積り合わせにより委託先を選定する際に、複数の業者から見積書入手しているが、見積書の作成日の日付が手書きとなっているものが多く見られた。また、筆跡が似ているため、市で日付を記載しているのではないかと思われるものが散見された。</p> <p>見積書の提出は契約の申込みにあたりとされており、見積り合わせのために入手する見積書の日付は、業者からの申込みが行われた日付を明確にするものであり、見積書が市の定めた提出期限内に提出されたものであるかを確認するための重要な情報となる。</p> <p>したがって、見積り合わせの実施のために、見積書の提出を業者に依頼するにあたっては、業者に作成日付の記入を求めることが望ましい。</p>	<p>見積書の提出が契約の申込にあたる事を鑑み、業者から徴収する見積書については、内容や金額だけでなく日付についても改めて確認するよう、令和5年4月に所属長から各職員へ周知した。</p>

(16) 産業廃棄物処理推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>不法投棄防止夜間・早朝監視業務の報告について</u> （環境局産業廃棄物対策課） 「監視業務」及び「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」に係る仕様書において、年間の実施回数（「監視業務」は年間200回、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」は年間23回）が決められている。</p> <p>「監視業務」については、月報において実施回数の報告が求められ管理されているのに対して、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」については、業務の報告が求められているのは日報のみであり、月報による月の実施回数の報告などは求められていない。</p> <p>「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」においても、「監視業務」と同様、月報において実施回数の報告を求め管理することが望ましい。</p> <p>また、現状の月報では該当月の実施回数の報告のみであるため、契約期間にかかる累計の実施回数についても報告を求め、年間の実施回数を管理することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、「監視カメラのメモリーカード及びバッテリー交換業務」について、令和5年度の契約から仕様書を変更し、月報において、実施回数及び実施回数の累計報告を求めることとした。</p>
<p>イ <u>不法投棄防止監視カメラ整備事業について</u></p>	

監査の結果（意見）	措置状況
<p>（環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>不法投棄防止監視カメラ整備事業では、次の3つの業務についてそれぞれ業者の選定手続を実施したうえで契約を締結している。</p> <p>1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事</p> <p>2. 不法放棄防止監視カメラ点検業務委託</p> <p>3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託</p> <p>このうち、1及び2については、見積り合わせにより委託先を決定しているが、3については特命理由書による随意契約により委託先を決定している。</p> <p>結果的に、これら全ての業務で同じ会社と契約を締結している。</p> <p>令和3年度においては、結果として全ての事業で監視カメラの設置会社である会社を選定されているが、業務の効率性や経済性を考慮すると3つの業務の一本化を検討することが望ましい。</p>	<p>「1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事」「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」「3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託」の契約時期が全て異なるため、業務の一本化は出来ない。</p> <p>「3. 不法投棄防止監視カメラ修繕等業務委託」については、「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」において不具合のある機器を判断し、修繕の対象としている。</p> <p>また、「1. 不法投棄防止監視カメラ設置・撤去工事」については、年度毎に不法投棄発生状況や関係機関からの情報提供、市民要望、「2. 不法投棄防止監視カメラ点検業務委託」結果などを考慮した上で、設置・撤去箇所の決定を行い、業務を実施している。</p>
<p>ウ <u>リース取引に該当するかについて</u></p> <p>（環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>市は、「不法投棄防止監視カメラリース契約」及び「大気汚染常時監視システム賃貸借契約」を締結している。</p> <p>上記2件の取引について賃貸借契約を締結しているため、それに基づき賃</p>	<p>「不法投棄防止監視カメラリース契約」については、令和4年度で事業が終了した。今後、リース取引に該当する契約を締結する際は、適切に対応する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>貸借処理により会計処理を行っているが、経済的実態はリース取引であると考えられるため、経済的実態に応じた契約書により契約を締結することが望ましい。</p> <p>今後においては、経済的実態がリース取引に該当する取引については、約款等も含め、リース契約を締結した上で、注記に記載された市の会計方針に従った会計処理を行うことが望ましい。</p>	<p>（環境監視課）</p> <p>「大気汚染常時監視システム賃貸借契約」の現行契約については、契約内容の実態がリース取引ではなく賃貸借契約であること、受注業者とも認識の齟齬がないことを確認済。次回契約の際には、取引実態に即した表記、約款を用いる。会計処理については、賃貸借契約に係る処理を適切に行っている。</p>
<p>エ <u>不法投棄防止監視カメラのリース契約について</u></p> <p>（環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>市は、不法投棄防止監視カメラのリース契約を締結するにあたり、物品等供給契約登録業者のうち、取引品目に電算機器のリースを含む全ての市内業者（3社）及び準市内業者（18社）に対し、入札参加への意思確認を行った。その結果、5社から入札参加の意思表示を受けたが、その後4社から入札不参加の申出があり、入札が中止となった。</p> <p>そこで、市は再入札を行うため、変更可能な条件である機器について仕様書の見直しを行い、入札不参加の申出があった4社に対して入札の意向を確認したが、「入札に参加しない」との回答と得ている。</p> <p>これを受け、市は市外業者（76社</p>	<p>当該事業は、令和4年度で事業が終了した。今後、同様の事業を実施する際は、監査の意見を踏まえ、十分検討し、適切に対応する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>）に対して入札参加の意向を確認したが、入札に参加する業者が無く、最終的には当初から入札参加の意向を示していた1社と特命理由書による随意契約によりリース契約を締結している。</p> <p>市外業者を含めて97社に対して入札の意向を確認したにもかかわらず、最終的に1社しか入札に参加する意向を示していない状況に鑑みると、市の作成した仕様書が「委託業務の内容を十分に検討した」ものとは言えないのではないかと考えられる。</p> <p>したがって、市は、仕様書を作成するにあたり、委託業務の内容を十分に検討した上で、一般的に受け入れやすい仕様書を作成し、入札の透明性及び経済合理性を確保することが望ましい。</p>	
<p>オ <u>「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」の更新について</u> （環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>産業廃棄物許可業者を検索できるようにするため、市は「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」を構築している。当該システムの更新については、年1回（毎年4月1日）のみであり、報告書作成日（10月6日）にサンプルで検索したところ、許可期限が到来済の事業者が散見されている状況である。</p> <p>市の担当者に確認したところ、許可</p>	<p>監査の意見を踏まえ、これまで年1回であったシステム更新について、令和5年度からは、年4回に増やし、適切な情報を提供できるよう体制を見直した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>期限の更新は行っているものの、検索システム上への更新がなされていないとのことであった。このような状況においては、システム利用者にとって、検索された事業者が適切に許可期限の更新をしているか否かは明らかではないと言える。</p> <p>そのため、今後においては、システムを適時に更新できる体制を構築することが望まれる。</p>	
<p>カ <u>「ゆめみらいワーク2021」出展補助業務について</u> （環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>市は、産業廃棄物業界の採用活動の向上を目指し、「北九州ゆめみらいワーク2021」に展示ブースを出展している。</p> <p>人材育成や人材確保について、本来的には産業廃棄物業界が主体となっていくべきものであり、それに代わって市が主体となっていく業務を行うためには、業務を実施したことによる効果を明確にする必要があると言える。今回の出展に関しては、反省点や次回の出展に向けての意見交換等も行われているが、初出展ということもあり、実際にどのような影響を産業廃棄物業界に与えたかといったことや実際に人材確保につながったかどうかについて把握できていない。</p> <p>そのため、実施した業務が産業廃棄</p>	<p>令和3年度は初出展のため、市が主体となって行ったが、令和4年度は業界主体で出展を行った。</p> <p>令和4年度は、来場学生へのアンケート及び業界への聞き取りで、人材育成や人材確保を支援することの効果について検証した。</p> <p>その結果、学生においては、業界へのイメージがよくなったこと、就職先の候補の一つとして認識するようになったことなど、意識の変化があった。業界においては、出展したことに伴い、発信スキルの向上が図られたという成果があった。</p> <p>よって、人材育成や人材確保を支援することが適切であったと判断する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>物産界に与えた成果を明らかにし、産業廃棄物業界の人材育成や人材確保を支援することが適切であったかを検証することが必要と考える。</p>	
<p>キ 「令和3年度 北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」について （環境局産業廃棄物対策課） 令和4年2月10日に「令和3年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」が行われており、当講習会の内容は、令和4年2月24日から3月11日の期間においてYouTubeで配信が行われていた。 上述のとおり、YouTubeでの配信期間は令和4年2月24日から3月11日と限定されており、その後は閲覧できない状態である。市内の産業廃棄物の適正処理・3Rを推進するという目的を踏まえると、配信期間を制限するよりも、自由に閲覧できるようにした方が目的に資すると考えられる。また、資料等のダウンロードも可能とし、講習会の配信と合わせて、企業内での社員教育に利用してもらうなど、コンテンツとしての利用価値を高める方法を模索することが望まれる。</p>	<p>令和5年1月26日に行われた「令和4年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会」はYouTubeの配信期間を設定せず自由に閲覧できるようにしており、また資料も本市のホームページから自由にダウンロードできるようにした。</p>

(17) 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>各年度における計画について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画において、中間目標年度と最終目標年度の目標数値は設定されているものの、各年の目標値は設定されていない。</p> <p>各年時点で計画が順調かどうかを判断することは、目標達成に対して有効であると考えられる。</p> <p>そのため、現状の事業計画を踏まえて各年の目標値を設定し、実績との比較分析、さらには今後における施策の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>本計画の目標値は、過去のごみ量の推移や今後の施策の効果、将来人口の推移、国の動向等を総合的に勘案して、10年単位で設定している（5年に1度、中間見直しを行う）。</p> <p>設定した目標値に向けて、新たな分別の開始や手数料の改定等の準備を複数年にかけて実施しているため、一定程度の期間をかけた実績分析や施策の見直し等が必要である。</p> <p>一方で、毎年各目標に対し、進捗状況の点検・評価を行っており、各施策の改善を行っている。</p> <p>国の計画も5年ごとに見直しをおこなっているもので、本市においても計画改定及び中間見直しにて、目標値について分析・見直しを行う。</p>

(18) 北九州市プラスチックスマート推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>ア 専用ウェブサイトのアクセス管理について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトを令和4年3月末に公開しているが、7月現在においてアクセス数の管理などは行われていない状況である。</p> <p>市のホームページからの誘導や、SNS等を活用するなどして、市民の目に触れる機会が増えるような施策を打つことが望まれる。</p> <p>また、その効果や専用ウェブサイトの有用性を適切に把握するために、アクセス数などを適時モニタリングすることが望ましい。</p>	<p>市のホームページに専用ウェブサイトの誘導ページを作成し、市民の目に触れる機会を増やした。</p> <p>また、Googleアナリティクスを活用して、令和4年3月のウェブサイト公開以降のアクセス数や新規ユーザ数などのモニタリングを開始した。 （令和4年8月措置済）</p>
<p><u>イ 専用ウェブサイトの有効性について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>市におけるプラスチックごみ対策をまとめた専用ウェブサイトでは、「プラスチック製容器包装の分別・リサイクルについて」が紹介されている。この内容については、市のホームページのプラスチック製包装容器のページの内容とほぼ同じであった。</p> <p>今回制作した専用ウェブサイトの認知度を高めることを目標とすれば、市ホームページのプラスチック製包装容器のページにアクセスした場合に、専</p>	<p>市ホームページに掲載されているプラスチック関連の取組に関する記事を、プラスチック専用ウェブサイトに移植するとともに、市ホームページには取組の件名のみ記載にとどめ、記事の詳細は専用ウェブサイトに移動してから閲覧してもらうよう改善する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>用ウェブサイトの該当ページに飛ぶように設定すれば、専用ウェブサイトのアクセス数を高めることが可能となる。そこから他のページへ誘導するなど、専用ウェブサイトの有用性を高める施策を取ることが望ましい。</p>	

(19) 古紙・古着リサイクル推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>提出書類の電子化について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>市は、書面により提出された「奨励金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）」及び「集団資源回収活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）」に基づいて奨励金の支払いを行っている。実績報告書は6枚複写であり、奨励金の交付対象は1,500団体を超えている状況である。</p> <p>奨励金の交付申請書に係る書類枚数が多量になることから、集計・検証にも時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。これらを解消するために実績報告書及び交付申請書の電子化を検討することが望まれる。</p>	<p>令和5年下期から、団体からの実績報告書の提出を廃止するよう制度改正予定。古紙計量事業者の交付申請は、電子申請を導入予定。</p> <p>実績報告書の提出の代替として、団体に対して、事業参加の意向確認（年1回）を行うとともに、古紙計量業者に対して、各団体の古紙回収量（電子データ）の提出を求める。これを基に市が奨励金額を算出して回収量と奨励金額を団体に通知し、団体が回収量等を確認した後に奨励金を交付する。</p> <p>これらにより、地域の団体の事務負担の軽減と併せて、市の事務の合理化を図る。</p> <p>なお、団体の事業参加の意向確認については、当面は紙での通知を予定している。</p>
<p>イ <u>提出書類の簡略化について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>市は奨励金の交付申請手続きに関連して、各年度の上期及び下期の奨励金の支払いの度に、支払口座に関する書類の提出を受けている。</p> <p>奨励金の交付対象は100団体を超えており書類枚数が多く、確認作業に時間的・人的資源を要して作業負担になっている状況である。従って、支払</p>	<p>令和4年下期の奨励金支払より、指摘のとおり、支払口座の変更時のみ書類の提出を求めるよう是正済。（令和4年12月措置済）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>口座に変更がある場合にのみ口座に関する書類の提出を受けること等により、事務手続きの簡略化を進めることが望ましい。</p>	

(20) 食品提供マッチングモデル事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>今後に向けた施策について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>食品提供マッチングモデル事業は単年度事業として行われている。本事業では市内の食品関連事業者、食品を必要としている施設・団体等を対象にヒアリング調査等を実施して、市の実態に即したマッチングシステムを検討し、持続的なシステム構築に向けた課題と対策、食品ロスの削減効果等について整理している。</p> <p>さらに、今後の食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援につなげるための方策について検討し、報告書が提出されている。</p> <p>食品ロス削減及びマッチング事業の推進による子ども食堂やフードバンク等の活動支援は、今後、市として注力する価値のある取組みであると考えられ、本事業における各種調査で今後に向けての方策が明らかとなったのであれば、単年度事業として終わらせるべきものではないと考えられる。今後においても、報告書において示された食品提供マッチング事業推進に向けた方策に対し、全般的に対応することが望ましい。</p>	<p>調査により、事業者とフードバンク等のマッチングにおける課題や方策が整理されたため、令和5年度から、既存の食品ロス削減事業の予算を活用し、</p> <p>①市内食品提供事業者への食品提供を具体的に提案するヒアリング</p> <p>②フードバンク団体の認知度向上のための講座の実施</p> <p>③率先垂範として市・区役所等でのフードドライブの開催等、食品提供を推進する事業を実施予定。</p>

(21) 広げよう食品ロス・生ごみ削減の環づくり事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>生ごみ堆肥の受入・リサイクル推進について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>市は、各家庭で堆肥化に取り組んだもの（以下、「処理物」という。）の回収を行っており、処理物の受入及び熟成に関する業務を事業者に委託している。</p> <p>令和3年度の受入実績は36.0kg（委託額396円）であり、過去の受入実績を見ても当該業務が積極的に利用されているとは言い難い状況である。</p> <p>堆肥の利用先については、そもそも外部に引き取ってもらうのではなく、市内の学校や公園等で利用してもらえらるよう無料配付することにより、市民や子供たちへの意識づけや業務委託料の削減に資することになると考えられる。</p> <p>今後においては、どのようにすれば効果が上がるのかといった観点で、事業内容の見直しを図ることが望ましい。</p>	<p>コロナ禍の影響もあり、近年、処理物の受け入れ量は減少傾向にあったが、令和4年度の受入量は54.6kgと再び増加した。</p> <p>生ごみの減量化・資源化を図るため、引き続き、市民広報やコンポスト化講座を通じて、リサイクルの重要性の周知に努め、より効果が上がる事業手法を検討したい。</p> <p>なお、処理物は、受け入れ後に二次発酵、熟成などの処理が必要な場合が多く、そのまま利用、配布することは困難である。したがって、今後も引き取り業者に安価で処理を委託し、有効活用してもらうこととしたい。</p>

(22) ごみ収集指定袋制実施事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>実地棚卸の立会について</u> （環境局業務課）</p> <p>業者が実施するごみ袋の実地棚卸について、令和2年度までは市の担当者が立ち会いをしていたが、令和3年度は行われていない状況であった。</p> <p>市担当者へヒアリングしたところ、新型コロナウイルス感染症により保管配送業者との予定が合わず実施できなかったとのことである。</p> <p>実地棚卸に市担当者が立ち会うことが望ましく、仮に立会ができなかった場合においても、保管配送業者が実施した実地棚卸の結果を入手し、確認することが望まれる。</p>	<p>市の担当者による立ち会いのもと実地棚卸を再開するようにした。</p> <p>（令和4年9月実地棚卸実施、報告書作成済）</p>
<p>イ <u>指定袋取扱店であるコンビニにおける在庫管理について</u> （環境局業務課）</p> <p>指定袋取扱店であるコンビニへの指定袋の配送については、コンビニ専属配送業者であるベンダーを通して行われる。そして毎月の配送の状況・在庫状況等については、各ベンダー及び各コンビニからそれぞれ報告を受け、各報告における納品状況の整合性が確認されている。</p> <p>ここで、指定袋取扱店であるコンビニから市へ納める手数料収納額の計算方法（認識タイミング）には以下の2通りがある。</p>	<p>年1回程定期的に棚卸を行い、その都度棚卸の報告書を提出するようにした。</p> <p>（令和5年度契約分仕様書に追記済）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア) 配送拠点等から指定袋取扱店に指定袋が納品された時点（1か月単位で集計）</p> <p>イ) 指定袋取扱店において市民へ販売された時点（1か月単位で集計）</p> <p>上述のイ) の場合、市民へ販売された時点で市へ手数料を収めることとなるため、指定袋取扱店で販売される指定袋は市が保有する在庫と考えられる。</p> <p>そのため、在庫の紛失や盗難、返品等といったリスクも市が負うことになると考えられることから、適切に管理することが望まれる。</p>	

(23) ごみ処理委託事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>蛍光管リサイクル業務について</u> （環境局業務課）</p> <p>家庭ごみ及び公共施設のごみにおける蛍光管のリサイクル業務について、いずれも株式会社ジェイ・リライツが受託している。</p> <p>契約にあたって徴収した見積書を閲覧したところ、家庭系蛍光管等のリサイクルに係る見積書には「処理・処分費 1kgあたり単価 110円」という内容が記載されているのに対して、公共施設のごみに係る蛍光管リサイクルに係る見積書には「処分費 1kgあたり単価 220円」という内容が記載されている。</p> <p>双方の業務で単価が2倍程度異なる要因について、先方単価の決定過程の概要が把握可能な見積書を徴収すること等により、当該契約単価の妥当性について十分に検討することが望まれる。</p>	<p>当該業務は単年度契約のため、次回の契約時（令和6年3月）までに確認を行うものとする。</p> <p>方法としては、見積の積算内訳書を徴収する等により契約単価の妥当性の確認を行う。</p>

(24) し尿処理関係業務委託（人件費）事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>し尿収集業務の業務実績の報告について</u> （環境局業務課）</p> <p>し尿収集業務の仕様書において、市は毎日の業務実績の報告（「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の提出）を求めている。当該報告書類は、郵送で市に送られてくる運用となっているが、日々書類が送られてくるため書類の枚数も多量となり、また作業負荷もかかっている状況である。また、業者側でも切手代・封筒代など経済的にも業務量的にも負担になっていると考えられる。</p> <p>業務の効率性等の観点から、「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の電子化を検討することが望まれる。</p>	<p>「し尿収集確認票」及び「し尿運転日報」の電子化については、令和5年度に市内の収集業者7社のうち1社にポータル端末とアプリを試験導入し、結果を検証する。</p>
<p>イ <u>し尿処理手数料収納業務委託について</u> （環境局業務課）</p> <p>し尿処理手数料の収納については、市は2か月に1回の請求を行っており、未納の場合は当初支払期限の翌月末に督促状を送付、それでも支払われないう方には、督促の納付期限から2か月後に1次催告を送付している。</p> <p>この1次催告を行っても支払われないう場合、収納員が電話による督促を行い、自宅に伺い直接回収に当たっており、合わせて口座振替による納付を進</p>	<p>簡易裁判所による支払督促手続きについては、他都市の動向も把握しながら検討する。なお、収集の一時停止については、収集を止めることで周辺住民の生活環境の悪化など衛生上の問題を生じかねないため慎重に検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>めるなどの対応も行っている。</p> <p>このような回収努力の結果、令和3年度末における収入未済件数は1,767件、金額は5,583,902円となっている。</p> <p>市は収納員と協力し回収努力を行っているが、毎年、一定額は収納未済となっている状況である。現状の回収方法では限界もあると考えられるため、実効性のある対応策として、簡易裁判所による支払督促手続の利用や、し尿収集の一時停止という可能性も検討することが望ましい。</p>	

(25) ふれあい収集業務事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>ふれあい収集業務の要件について</u> （環境局業務課）</p> <p>市では、ふれあい収集業務の収集対象世帯の要件として、「介護保険の要介護2以上」が一部を構成しているが、他自治体においては要介護1以上ないしは、それらの状況を問わない場合もみられる。</p> <p>ごみステーションは各世帯において必ずしも近距離にあるとはいえず、また、後期高齢者人口も増加している現状では、今後、高齢者のみ世帯でのごみ出しは相当に困難になっていくことが考えられる。また、高齢者世帯に対する見守りという観点からも、「ふれあい収集」に係る期待は十分なものとうかがえる。</p> <p>このような状況を鑑みると、今後の高齢者に対する施策の一環として収集対象世帯の要件について緩和する等の見直しを行うことが必要と考えられる。</p> <p>。</p>	<p>他都市の要件、設定根拠、収集運搬コストなどを調査し、本市の財政状況や収集運搬体制などを踏まえ総合的に判断していく。</p>

(26) 粗大ごみ収集事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>粗大ごみの処理手数料について</u> （環境局業務課）</p> <p>市の粗大ごみ1個あたりの処理手数料は、300円、500円、700円及び1,000円の4種類となっている。ただし、当該手数料の定めに関する改正は平成21年3月13日が最後となっていることから、消費税増税や物価の変動を十分に加味した処理手数料となっているとは考えられない。</p> <p>また、品目についても「あんま器」「カセットデッキ」「ビデオデッキ」「犬小屋」「琴」「滑り台」といった、現在では流通量が少ないものや汎用性が低いものが残っており、整理がされていない。</p> <p>粗大ごみの処理手数料は、粗大ごみの収集・運搬・処理に関する費用の一部を受益者である市民が負担するものであるが、かかる経費についても消費税増税や物価の変動があることを考えると、手数料に変動がない場合には市の経済的負担が膨らむと考えられる。</p> <p>他自治体における品目の整理方法や処理手数料の金額設定について調査を行ったうえで、これらについて検討を行うことが望ましい。</p>	<p>他の政令市における品目や金額の設定状況を調査し、品目や手数料の見直しの必要性について検討を行う。</p>

(27) 地域環境活動等支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>北九州市環境衛生総連合会への補助金について</u> （環境局業務課）</p> <p>北九州市環境衛生総連合会に対する補助金は平成18年から開始されているが、補助金総額103,500千円については現在に至るまで変更はない。</p> <p>毎年5,000人以上の人口減少が続いている状況において、北九州市環境衛生総連合会への補助金総額及び各区への配分額が平成18年度から変更されていないとの状況については疑問を感じざるを得ない。</p> <p>市内の地域住民がごみステーション維持管理を自主的かつ率先的に行う活動やまち美化活動に必要な物品購入を支援するという本来の目的からすれば、固定額の補助金の交付ではなく、現物支給といった方法により、補助金自体の支給を一部抑制し、本来必要と考えられる活動・事業に対して予算を配分できるように働きかけるべきではないかと考えられる。</p> <p>北九州市環境衛生総連合会への補助金については、金額の妥当性や配分方法等を見直すことが望まれる。</p>	<p>地域の環境活動を行う自治組織である北九州市環境衛生総連合会に対する本補助金の使途については、環境に資する自治活動を支援するものである。</p> <p>市としては、活動する組織単位で、活動しやすいように補助制度を運用してきた。</p> <p>今後の見直しについては、北九州市環境衛生総連合会事務局とその使途等について協議し、金額の必要性については、現在の金額等が必要であると確認した。今後も必要性について適宜、北九州市環境衛生総連合会と協議し、見直しを含め対応していきたい。</p> <p>昨今、自治会の加入率低下という課題もあることから、補助金の使途を、環境に資するものだけでなく、支援が必要な自治活動を補助するなどの運用方法を関係部局と検討している。</p> <p>（令和4年度に実施済）</p>

(28) 工場等維持管理事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>受注者からの報告について</u> （環境局施設課）</p> <p>市は、受注者に対して、薬品等の購入量、使用量のみならず、購入金額の報告を求めている。</p> <p>購入金額については、薬品の購入量に単価を乗じて算出される。この単価については、市側でも確認できるものであるため、これに購入量を乗じれば、購入金額を算出することができる。そのため、そもそも購入金額を報告させることの意義について、再度見直すことが望ましい。</p> <p>また、一部の薬品については、入札金額積算内訳書に予定使用量の記載があったが、薬品使用量の報告には記載がなかった。当該薬品については、実際に使用がなかったのか、報告が漏れていたのか明らかではない状況である。翌年度以降の設計単価の積算のためにも、適切な報告を求めることが必要である。</p>	<p>今回の監査の意見を踏まえ、報告内容の必要性及び報告手段について見直した。</p> <p>報告内容の必要性について、改めて内容の見直しを行い、“購入金額”の報告を不要とした。</p> <p>報告手段について、工場の維持管理に問題無ければ投入しない一部の薬品も項目として追加し、薬品が未使用であっても報告漏れが無いよう、報告様式の変更を行った。（令和5年3月措置済）</p>

(29) 事務所等維持管理

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>入札不調から随意契約へ移行する場合の見積辞退について</u> （環境局施設課）</p> <p>「令和3年度環境センター等施設警備業務委託」及び「令和3年度環境センター空調設備保守点検業務」において、それぞれ入札が不調に終わり随意契約への移行が行われていた。</p> <p>その際、指名業者選定書・入札結果書においては、最終的に随意契約を行った入札者以外の者については「見積辞退」との文言が記載されていたが、各辞退事業者が辞退の意を示した書類は存在しない状況であった。</p> <p>現状の運用は、市の業務委託契約事務の手引きに沿ったものであるが、客観的な証拠を残すために、自署等により各事業者が辞退の意を示す書類を残すことが望ましい。</p>	<p>現状の運用は、本市の「業務委託契約事務の手引き」に沿った手続きである。入札参加者への対応に他件と差異が生じないように、今後も、当該手引きに沿って、適正な契約事務を行っていく（技術監理局契約制度課と協議済）。</p>

(30) 新日明工場整備運営事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p data-bbox="159 347 782 436">ア <u>物価変動等による対価の改定について</u> (環境局施設課)</p> <p data-bbox="159 448 782 974">運営・維持管理業務に係る対価は変動部分と固定部分に分けて設定されている。当該対価について、ごみ量が増加した場合、運営固定費については、基本的に改定しないこととされているが、実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合は、発注者と受注者の協議によることと定められている。</p> <p data-bbox="159 985 782 1556">「実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合」とあるように、現状、ごみ処理量の増加に対しては改定が想定されているが、減少した際については言及されていない状況である。将来において、人口減少や技術革新等によるごみ削減等が起こることも考えられ、また、契約の公平性という観点からも、増加を想定するのであれば減少についても想定すべきであると考えられる。</p> <p data-bbox="159 1568 782 1713">そのため、著しい増減が発生した場合に備えて、契約書の内容を見直すことが望ましい。</p>	<p data-bbox="805 504 1428 817">監査の意見を踏まえ、「実処理量が計画ごみ処理量に対して著しく増加した場合」について、「増加」を「増減」と読替えて運用する旨、事業者と協議を行い同意のうえ協議録を作成した。(令和5年4月措置済)</p>

(3 1) 容器包装分別収集再商品化促進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>有償入札に係る拠出金について</u> （環境局施設課）</p> <p>PETボトルの有償入札分については、所定の計算式に基づき容器包装リサイクル協会から市に拠出金が支払われている。しかし、市と容器包装リサイクル協会との業務実施契約書及び業務実施覚書において有償入札が生じた場合の拠出金の計算方法、支払時期、支払方法等、その処理に関する条項は一切ない。</p> <p>なお、市から容器包装リサイクル協会に確認したところ、拠出金は寄付金として処理をしているとのことであったが、市においては寄付金ではなく有価物売却収入として処理している。</p> <p>市は令和3年度だけでもPETボトルの有償入札に係る拠出金として合計53,058,473円の支払いを受けておりその額は高額であるにも関わらず、そもそも拠出金を市が受領すること自体について法令、契約等の法的根拠が存在しない状況である。また、拠出金の計算式についても、容器包装リサイクル協会が明確な法的根拠なく、一方的に指定した計算式に従っている状況である。その他、拠出金の支払時期、支払方法等についても同様である。</p> <p>契約書等の法的文書により権利義務を明確にすることは難しいかもしれな</p>	<p>監査の意見を踏まえ、本市の予算編成時期（毎年10月頃）には、容器包装リサイクル協会に対し、有償入札拠出金の取扱いに変更がないか等について確認をとることとする。</p> <p>なお、有償入札拠出金の取扱いに変更が生じ、著しい歳入減少が予測される場合については、本市で収集したペットボトルについて容器包装リサイクル協会には引き渡さず、全て独自で処理することを検討するなど、安定的な歳入の確保に努める。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>いが、少なくとも、容器包装リサイクル協会に対して、今後の拠出金の支払いに関して何らかの文書で確認をとる、或いは、拠出金の支払いに係る市の法的地位について所轄官庁の見解を確認する等の対応により、できる限り安定的に拠出金の支払いを受けられるように努めることが望ましい。</p>	
<p>イ <u>有償入札に係る拠出金の計算結果の検証について</u> （環境局施設課）</p> <p>P E Tボトルの有償入札に係る拠出金の算定式は容器包装リサイクル協会により明示されている。しかしながら、この計算式に基づき拠出金を算定する際に、その基礎となるデータについては容器包装リサイクル協会から客観的なデータは提供されておらず、市において計算結果の正確性を検証することができない状況である。</p> <p>市が容器包装リサイクル協会から受け取るP E Tボトルの有償入札に係る拠出金の額は高額であるため、その金額の正確性を市が独自に検証する必要性は高いと言える。</p> <p>容器包装リサイクル協会との間でデータ提供の方法、範囲についても協議をして、できる限り客観的な検証ができるよう努めることが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、本市に配当される有償入札拠出金について、容器包装リサイクル協会に問い合わせを行いその内訳を提示してもらうなどの協議をし、より正確な検証を行う。</p>
<p>ウ <u>P E Tボトルの再商品化の委託に</u></p>	

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>について</u></p> <p>（環境局施設課）</p> <p>現状、PETボトルについては容器包装リサイクル協会に対し再商品化委託をしている。</p> <p>PETボトルについては、その資源価値の高まりにより有償での再商品化が十分期待できる状況である。そのため、市が独自に再商品化事業者を選定することにより、容器包装リサイクル協会から受け取る拠出金よりも高額の特価を受領できる可能性も十分に認められる。また、政策的に市内業者優先措置を採用することや、容器包装リサイクル協会が寄付金としての拠出金の支払い条件を一方的に変更するリスクを回避することができる等の点においても有益であると考えられる。</p> <p>そのため、今後、PETボトルについて、容器包装リサイクル協会を通さずに独自に再商品化を実施することを検討することが望ましい。</p> <p>なお、市によれば、令和5年度から試験的にPETボトルの50%については市が独自に再商品化事業者を選定し、容器包装リサイクル協会を通さずに再商品化をする予定とのことである。</p>	<p>当初の予定どおり、令和5年度については試行的に、収集ペットボトルの約半量について、独自に一般競争入札により売払先を選定し、ペットボトルへ再商品化することとした。（令和5年3月措置済）</p> <p>令和6年度以降については、市況価格や試行実施結果等を総合的に考慮しつつ、独自処理割合等については慎重に検討していく。</p>

(32) 一般廃棄物の広域処理（他都市ごみの受入）

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>他都市からのごみ受入の処理料金について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>他都市からのごみ受入に関する処理料金については、消費税込みの金額となっている。</p> <p>また、可燃ごみの処理料金については、平成19年度に改定した以降は変更がなく、粗大ごみ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の処理料金については、受入当初（粗大ごみは平成15年度、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は平成26年度）より変更がない。</p> <p>令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度や、将来において起こりうる消費税増税に備えて、「税抜き価格プラス消費税」という処理料金にすることが望まれる。</p> <p>また、昨今においては、円安や原油価格の高騰等を受けて、コークスや水道光熱費等、全面的に物価高の状況であるため、現状の処理料金が妥当なのかについて適時に検討し、必要に応じて料金改定を行うことが望まれる。</p>	<p>処理料金については、本市の処理原価を基本とし、焼却工場の建て替えなど、処理原価に大きな変動がある場合に見直しを検討してきた。</p> <p>この処理原価は増減を繰り返すものであり、短期的な変動分を反映させるのは困難である。</p> <p>一方、令和7年度からの新日明工場の供用開始に伴い、処理原価の増加が見込まれるため、処理料金の見直しを検討する。</p>
<p>イ <u>ごみの受入期間について</u> （環境局循環社会推進課）</p> <p>直方市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、行橋市・みやこ町清掃施設組合の3団体との間で締結された一般廃</p>	<p>ごみ処理施設の建設には、計画・設計、各種調査・許認可、住民説明などの段階が必要であり、おおよそ10年</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>棄物の処理に関する基本協定書第6条第2項においては、委託者である各団体が市への一般廃棄物の搬入を廃止する場合3カ年以上の猶予をもって書面で市に通知すると規定されている。</p> <p>ごみ処理施設の設置、維持、管理には多大なコストを要し、長期的なビジョンに基づき計画を立案する必要がある。しかしながら、各団体の事情で3年という短期間で一方的にごみの受入を廃止されるのであれば、市としては、各団体から支払われる処理委託料の金額や必要十分なごみ処理能力の将来予測が困難となり、長期的な視点でごみ処理施設の設置、維持、管理計画を立案することが困難になる。</p> <p>そのため、今後の契約更新に際しては、他団体からの受入停止の予告期間を3年よりも長い期間に設定しておくことが望ましい。</p>	<p>程度の期間が必要である。</p> <p>各団体とは、年1回以上、基本協定に関する取組状況を確認する会議等を実施するなど、受入継続についても密に情報交換を行っている。</p> <p>各団体が受入廃止の検討に入った場合は3年以上前より把握することとなり、事務的な作業を進めることとなる。</p> <p>したがって、実務上は受入停止について3年以上前から予告を受ける体制をとっており、今後も適切に対応していく。</p>

(33) 日明工場

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>ごみ処理手数料の未納について</u> （環境局日明工場）</p> <p>日明工場では、令和4年5月20日時点で、以下のごみ処理手数料の未納が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none">・有限会社A 2,900円・有限会社B 12,666,500円。 <p>有限会社Aに対しては4回の催告（最終の催告日は平成29年8月18日）を行っているが、いずれも代表者と連絡が取れていない。市の調査（令和元年5月21日）によると、会社の所在地は抵当権の行使により売却され、すでに他の会社が営業しているとのことであり、徴収は不可能な状況とのことである。</p> <p>有限会社Bについては、令和元年5月10日に破産手続が開始され、令和2年7月28日に破産手続廃止の決定が確定している。</p> <p>有限会社Aについては、最終の催告日から5年、市の調査から3年が経過しており、未納金の回収可能性は極めて低いと考えられる。実際に、市は令和4年9月に不納欠損処理を行っている。</p> <p>一方、有限会社Bについては、令和2年7月28日に破産手続廃止の決定が確定しており、登記簿も令和2年7月30日に閉鎖されているが、現時点では清算未了である。そのため、北九</p>	<p>監査の意見のとおり、本市の債権が消滅する消滅時効の期間（5年）満了をもって、令和6年3月に不納欠損処理を行う（令和5年2月方針決裁済）。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>州市債権管理条例第7条第1項第4号（債権放棄）により徴収停止後3年の経過を待つか、或いは、消滅時効の期間（5年）が満了したときに債権が消滅する（地方自治体第236条）ときのいずれかに、不納欠損処分を行うことが望ましい。</p>	

(34) 環境センター全般に関する事項

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>芝刈り機について</u> （環境局産業廃棄物対策課）</p> <p>各環境センターにおいて、芝刈り機を保有しており、市民に無料貸し出しを行っている。</p> <p>各センターにおいて、芝刈り機の故障やメンテナンスに備えて、多めに芝刈り機を保有しているとのことであるが、貸し出し状況を見ると、保有台数が適切なのか、疑問が生じるところである。</p> <p>今後においては、以下のような観点で検証し、芝刈り機の保有台数を減らすことを検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各センターで管理するのではなく、3センター合わせて管理する。 ・市のホームページにおいては、原則3日間貸し出しとなっているが、実際には4日以上貸し出している事例が散見される。 ・貸し出しについて、1日単位ではなく、半日単位にする。 	<p>適切な保有台数を検証し、今後、壊れた機器は更新しないなど、削減する方向とした。（令和5年4月措置済）</p>
<p>イ <u>資源化ボランティア袋について</u> （環境局業務課）</p> <p>まち美化の推進を図るため、各環境センターにおいて、「まち美化ボランティア袋」及び「資源化ボランティア袋」の管理や市民センター等への配達といった業務を行っている。このうち、令和3年度において「資源化ボラン</p>	<p>「資源化ボランティア袋」は、北九州市環境衛生総連合会からの要望で、平成24年に作った袋であり、平成25年以降は在庫があるため作成していない。</p> <p>今後は市民の方に「資源化ボランテ</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>「ティア袋」の払い出しはなかった。</p> <p>今後においても、「資源化ボランティア袋」の払い出し見込みがないようであれば、「（27）地域環境活動等支援事業 ア 北九州市環境衛生総連合会への補助金について」に記載している北九州市環境衛生総連合会等への配付を行うことを検討すべきである。</p> <p>それによって、当該袋の管理をする工数が削減できるとともに、北九州市環境衛生総連合会への負担金支出も削減することが可能となると考えられる。</p>	<p>「ティア袋」を使っていたため、北九州市環境衛生総連合会の会議やまち美化イベント等で広く広報していく。</p> <p>（令和4年度実施済）</p>
<p>ウ <u>車両実績報告書</u>について （環境局皇后崎環境センター）</p> <p>皇后崎環境センターにおける令和4年3月分の「車両実績報告書」において、計算式が誤っていたことから当月の走行距離がマイナスとなっている車両が1件あったが、修正をされることなく担当者及び上長（係長、副所長）の確認に基づく押印が行われていた。</p> <p>誤った内容のまま上長による確認が行われていることからチェック体制が形骸化していることも考えられる。当該資料の必要性や、必要であればどのように利用していくのか、といった観点を考慮したうえで、様式を変更する検討が必要である。</p>	<p>令和4年9月、計算式（入力）は修正した。さらに、上長（係長、副所長）が確認する際には、報告書の走行距離等に誤りがいないか正確にチェックするよう改めて周知徹底した。</p> <p>「車両実績報告書」は毎月の燃料使用量や走行距離等を入力する（毎月約40台）ものであり、予算（燃料費や修繕費等）の資料や車両の台数調整などに必要であるため、現行の様式が適切であると考えている。</p>
<p>エ <u>車両の稼働</u>について</p>	

監査の結果（意見）	措置状況
<p>（環境局総務課）</p> <p>「車両実績報告書」では各車両の稼働日数、走行距離及び燃費を月次単位で確認することが可能となっているが、各車両の1年間の稼働実績を当該報告書より算定したところ、各環境センターにおいて利用している車両について、稼働状況が芳しくないものが存在している。</p> <p>稼働状況が芳しくない車両においても一定のメンテナンス費用等が生じることを考えると、台数を減らし、効率よくローテーション利用する等の検討を行う必要があると考えられる。</p>	<p>各環境センターにおいて利用している車両について、車両の稼働状況に偏りが生じないように、令和5年4月からローテーション利用することとした。</p> <p>なお、今後リース車両の期間満了や所有車両の破損等があった場合、車両の更新を行うかについては、各環境センターの業務体制を踏まえ、必要台数を精査した上で決定したい。</p>

(35) 公益財団法人北九州市環境整備協会

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>市からの派遣者にかかる給与負担について</u> （環境局総務課）</p> <p>北九州市環境整備協会において、市職員の派遣の受入を行っている。派遣者の北九州市環境整備協会における役割は、東部事業所の係長3名、西部事業所の係長3名、総務部長1名（令和4年3月末で派遣終了）であった。</p> <p>条例や取決め書によれば、派遣者に係る給与は市が負担、手当等は北九州市環境整備協会が負担することになっている。</p> <p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項を根拠として、今回のケースにおいて、派遣者に係る給与について、市が負担することに法的な問題はないと解釈できる。</p> <p>ただし、今回の事例においては、総務部長は法人全体に関する業務を行っていることから、市が給与負担することの合理性については疑問が生じるところである。</p> <p>そのため、取決め書において、全額支給を当然と定めるのではなく、個々の職員の業務内容等に応じて、一部支給を可能とする運用の方が望ましいと言える。当該論点については、過去に他の自治体において住民訴訟や住民監査請求がなされていることから、給</p>	<p>令和4年3月末で派遣期間が終了した。</p> <p>今後、同様の派遣があれば、監査の意見を踏まえ、十分検討し、適切に対応する。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>与負担の在り方について改めて整理し、市の条例や取決め書の内容について見直しを検討することが望まれる。</p>	
<p><u>イ 市からの車両貸与について</u> （環境局業務課）</p> <p>市は車両21台を北九州市環境整備協会に対して、無償で貸し付けている。</p> <p>なお、自動車重量税や自動車損害賠償等の必要な経費は、北九州市環境整備協会の負担としている。</p> <p>市から北九州市環境整備協会に対して、車両を無償にて貸与している背景としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、市が行っていたごみ収集業務について、外部に業務委託するようになった。そのため、市が所有していた車両が不要になったため、貸与している。 ・無償貸与とすることにより、業務委託の金額を減らすことができる。 <p>この点について、市自らが当該車両を利用する見込みがないのであれば、北九州市環境整備協会等の外部に売却することが望ましい。</p> <p>また、北九州市環境整備協会側においても、自ら車両を所有することにより、買い替え等に関する中長期的な計画を立てることができると考えられる。</p>	<p>①現在貸与中の車両については、協会への貸与終了後、これまでどおり外部への売却を行う。</p> <p>環境整備協会に対して、令和5年度以降の車両貸与は予定しておらず、市で利用見込みのない車両については外部への売却を原則とする。</p> <p>（公益財団法人北九州市環境整備協会）</p> <p>②環境整備協会としては、現在借用している車両を段階的に返却し、令和7年度までは策定している購入計画に従って更新を行う。</p> <p>令和8年度以降については、令和7年度中に新たな購入計画を策定する。</p> <p>（令和5年4月実施済）</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ウ <u>部門別損益について</u> （公益財団法人北九州市環境整備協会）</p> <p>過去2年間の数値を見る限り、廃棄物適正処理事業（＝すべて市からの受託事業）は黒字であるのに対して、環境検査分析事業（＝大半が民間向け）は赤字が続いている。すなわち、環境検査分析事業の赤字を廃棄物適正処理事業で補填しているという状況である。</p> <p>環境検査分析事業においては、民間事業者等との競争が激しいといった要因はあるが、そのような環境下でも、黒字になるように尽力（例えば、値上げ、業務の効率化、検査内容の取捨選択等）すべきであると言える。</p>	<p>令和4年度については、環境検査分析事業は黒字に転じている。今後は、監査の意見を踏まえ、黒字が継続出来るよう、業務の効率化や検査内容の取捨選択等を図る。</p> <p>なお、令和5年度は、検体数の減少が続いている状況に加え、今後も継続して業務を続けるには老朽化した測定装置の更新が必要となるため、放射線測定業務の取扱いを中止した。</p>